

○小田原市久野霊園条例施行規則

昭和41年7月25日規則第37号

改正

昭和46年9月1日規則第37号
昭和58年3月31日規則第20号
平成4年9月1日規則第45号
平成5年3月31日規則第18号
平成15年8月7日規則第50号
平成24年6月29日規則第44号
平成28年9月30日規則第63号
平成31年3月29日規則第28号
令和3年6月30日規則第32号
令和5年2月17日規則第2号

小田原市久野霊園条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、小田原市久野霊園条例（昭和41年小田原市条例第37号。以下「条例」という。）第25条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（区画墓地及び合葬式墓地の使用）

第2条 条例第4条第3項ただし書の規定により、区画墓地及び合葬式墓地を使用することができる場合は、次のとおりとする。

- （1）遺品、遺髪等を埋蔵するとき。
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

（使用申請者の募集）

第3条 条例第5条本文の規定により、区画墓地又は合葬式墓地を使用しようとする者を募集する場合は、次に掲げる事項を告示し、併せて市の広報紙その他の方法により周知する。

- （1）墳墓の種類
- （2）募集をする数
- （3）使用の申請期間
- （4）申請者の資格
- （5）使用料及び管理料の額
- （6）前各号に掲げるもののほか、区画墓地及び合葬式墓地の使用について必要な事項

（区画墓地及び合葬式墓地の使用申請手続）

第4条 条例第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、前条の規定により告示する申請期間内に使用許可申請書（様式第1号）に住民票の写しその他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

（抽選の公開）

第5条 条例第6条の規定による抽選は、公開して行うものとする。

（補欠者の選考）

第6条 条例第6条の規定により使用させる者を抽選により決定する場合は、使用させる者のほかに補欠者若干名及びその順位を定めておくことができる。

2 市長は、公募により区画墓地又は合葬式墓地を使用する者を決定した場合において、その者が使用の辞退その他の理由により区画墓地又は合葬式墓地を使用しなくなったときは、前項の規定により定めた補欠者の中からその順位に従い当該区画墓地又は合葬式墓地を使用する者を決定する。

3 補欠者の有効期間は、その公募に係る使用許可日から2週間とする。

（使用許可書の交付）

第7条 市長は、使用許可をした場合は、使用許可書（様式第2号）を申請者に交付する。

（使用場所の設備）

第8条 区画墓地の使用許可を受けた者（以下「区画墓地使用者」という。）が区画墓地を使用する場合は、使用場所の区分を明らかにするため、境界をコンクリートその他これに類する資材を用いて表示しなければならない。

2 区画墓地使用者が、使用場所に墓碑その他の設備を設ける場合は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長の許可を受けて既設の墓碑、囲い等を移設する場合は、この限りでない。

- （1）墓碑及びこれに類する設備の高さは、2.1メートル以内とすること。
- （2）盛土の高さは、0.3メートル以内とすること。
- （3）囲いの高さは、1メートル以内とすること。
- （4）納骨設備は、面積にあっては使用場所の3割以内、深さにあっては盛土の最高部から0.8メートル以内とし、境界との距離は、0.35メートル以上（墓碑の後背部にあっては0.2メートル以上）とすること。

3 前項第1号から第3号までに規定する高さは、地盤面から設備の最高部までとする。

4 植栽は、行うことができない。

（墓碑の新設等）

第9条 区画墓地使用者は、使用場所に墓碑、納骨設備その他の工作物を新設し、改造し、又は模様替えをしようとする場合は、墓碑新設等許可申請書(様式第3号)に当該工作物の工事に係る平面図及び断面図その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、墓碑新設等を許可した場合は、墓碑新設等許可書(様式第4号)を申請者に交付する。

(埋蔵等の手続)

第10条 区画墓地又は合葬式墓地に焼骨等(焼骨及び条例第4条第3項ただし書の規定により埋蔵を認められた遺品、遺髪等をいう。以下同じ。)を埋蔵しようとする者は、市長に使用許可書を提出し、必要事項の記入を受けなければならない。この場合において、分骨を埋蔵しようとするときは、分骨埋蔵届(様式第5号)及び焼骨の埋蔵の事実を証する書類を併せて提出するものとする。

2 区画墓地使用者又は合葬式墓地の使用許可を受けた者(自己の焼骨の埋蔵に係る使用許可にあつては、当該焼骨に係る祭を主宰する者)は、既に埋蔵してある焼骨(合葬式墓地にあつては、納骨室に埋蔵されているものに限る。)を他の墓地又は納骨堂に分骨しようとする場合は、分骨埋蔵申請書(様式第6号)に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、焼骨の埋蔵の事実を証する埋蔵証明書(様式第7号)を申請者に交付する。

(一時使用)

第11条 霊園内の場所を一時使用しようとする者は、一時使用許可申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、霊園の一時使用を許可した場合は、一時使用許可書(様式第9号)を申請者に交付する。

3 霊園の一時使用について、使用場所に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして使用料を計算する。

(本籍等の変更届)

第12条 区画墓地又は合葬式墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者等」という。)は、本籍、住所又は氏名に変更が生じた場合は、使用者本籍・住所・氏名変更届(様式第10号)にその事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(使用許可書の再交付)

第13条 使用者等は、使用許可書を紛失した場合は、使用許可書再交付申請書(様式第11号)を市長に提出し、使用許可書の再交付を受けなければならない。

(区画墓地及び合葬式墓地の使用要件)

第14条 条例第8条第3号の規則で定める要件は、合葬式墓地の使用許可を受けた者でないこととする。ただし、合葬式墓地から区画墓地に使用する墳墓を変更する場合は、この限りでない。

2 条例第13条第2項において準用する条例第8条第3号の規則で定める要件は、区画墓地使用者でないこととする。ただし、区画墓地から合葬式墓地に使用する墳墓を変更する場合は、この限りでない。

(使用場所の返還)

第15条 区画墓地使用者は、条例第10条の規定により、使用場所を返還する場合は、返還届(様式第12号)に使用許可書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、届書に押印する印鑑は、印鑑登録されているものを用いなければならない。

(使用の承継)

第16条 条例第12条の規定により区画墓地を承継して使用しようとする者は、承継使用許可申請書(様式第13号)に被承継者の使用許可書及び承継を証する書類を添えて市長に提出し、許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の使用を許可した場合は、新たな使用許可書を申請者に交付する。

(焼骨の容器の規格等)

第17条 条例第15条の規則で定める規格は、次のとおりとする。

(1) 幅及び奥行きがそれぞれ22センチメートル以下、高さが27センチメートル以下であること。

(2) 陶磁器その他焼骨の埋蔵に適した材質であり、かつ、箱等の外装を施していないものであること。

(合葬式墓地の使用の取りやめ)

第18条 合葬式墓地の使用許可を受けた者(自己の焼骨の埋蔵に係る使用許可にあつては、当該焼骨に係る祭祀を主宰する者)は、合祀室に焼骨が埋蔵されていない場合において、合葬式墓地の使用を取りやめようとするときは、合葬式墓地使用取りやめ届(様式第14号)に使用許可書その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、第15条後段の規定を準用する。

(管理料の減免)

第19条 条例第18条の規定により管理料の減額若しくは免除又は徴収猶予を受けようとする者は、管理料減額・免除・徴収猶予申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第20条 条例第19条ただし書の規定による既納の使用料及び管理料の還付額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、還付額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入して計算する。

(1) 条例第19条第1号アに該当する場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 焼骨等が埋蔵されているとき 既納使用料の4分の1に相当する額

イ ア以外のとき 既納使用料の2分の1に相当する額

(2) 条例第19条第1号イに規定する返還をさせた場合 既納使用料の全額

(3) 条例第19条第2号アに該当する場合 返還の日の属する月の翌月から月割りにより算定した額

(4) 条例第19条第2号イに該当する場合 既納管理料の2分の1に相当する額

2 既納の使用料又は管理料の返還を受けようとする者は、使用料・管理料還付申請書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

(親族以外の者の埋蔵)

第21条 使用者等は、区画墓地又は合葬式墓地に親族以外の者の焼骨等を埋蔵しようとする場合は、親族外埋蔵許可申請書(様式第17号)を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(使用許可取消しの告示)

第22条 条例第20条第1項の規定により使用許可を取り消す場合であつて、使用者等の住所が不明なときは、その旨を告示するものとする。

(帳簿の管理)

第23条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)第7条第1項に規定する帳簿その他の霊園の管理に関する帳簿は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)をもって保存するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和41年7月1日から適用する。

附 則(昭和46年9月1日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行し、同日以後の墓碑新設等の許可から適用する。

附 則(昭和58年3月31日規則第20号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成4年9月1日規則第45号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成5年3月31日規則第18号)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行し、改正後の第8条の規定は、同日以後に造成する墳墓に設ける墓碑の新設等の基準について適用する。
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成15年8月7日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年6月29日規則第44号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。
(小田原市久野霊園条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の日以後最初に行われる小田原市久野霊園条例(昭和41年小田原市条例第37号)第5条の規定による墳墓を使用しようとする者の募集に係る墳墓の使用許可を受けようとする者の申請に係る申請書に添付すべき書類については、なお従前の例による。

附 則(平成28年9月30日規則第63号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年6月30日規則第32号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年2月17日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
 - 2 改正前の規定に定める様式に基づいて調製された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
-